



厚生労働省 ひと、暮らし、みらいのために

徳島労働局 労働基準部監督課

Tokushima Labour Bureau

Press Release

徳島労働局発表
平成28年10月18日

担当	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 西泉 ひとみ 監察監督官 岡田 英樹 電話 088 - 652 - 9163
----	--

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成27年の監督指導状況を公表します

徳島労働局（局長 飯野弘仁）では、この度、管内の四つの労働基準監督署が自動車運転者（トラック・バス・タクシー）を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

<実施状況のポイント>

監督指導を行った事業場は40事業場。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは29事業場（72.5%）。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」という。）違反が認められたのは28事業場（70.0%）。

主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に「労働時間（27.5%）」、「休日（10.0%）」、「割増賃金（10.0%）」

主な改善基準告示違反事項は、多い順に「最大拘束時間（75.0%）」、「休息时间（75.0%）」、「連続運転時間（50.0%）」

<当局の指導方針>

自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種でもあることから、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

別添 資料1 監督指導状況
資料2 労働基準監督官が監督指導の結果、指摘した問題点と改善の取組状況
資料3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について